

## 「介護報酬に関する意見（意見公募）」

氏名 穴澤よう子	1、介護サービス利用者本人 2、利用者の家族 ②介護事業サービス関係者（ヘルパー） 4、その他
意見内容 現場のヘルパーです。仕事に入る度、介護報酬の差を教えてされます。毎回教えても納得がいきません。	
介護は家事～身体の差があることはいけないと思います。 どの利用者宅に入ても仕事として隠れることは皆	
同じです。専門職として人間に関わるのですから……。	
早急に家事～身体の一一律化を	
そして専門職として見合う報酬の引き上げを 教えて欲しいと思います。	
ヘルパー資格を持つ人が増えても現場に入り人が 増えない原因の一つでは???	

## 介護報酬に関する意見（意見公募）

氏名 沢井香織

個人の場合

1. 介護サービス利用者本人
2. 利用者の家族
- ③ 介護事業サービス関係者（ハレハロー）
4. その他

意見内容

### 家事援助の報酬について

ひと言で「家事援助」と言っても何の内容はさまざま。  
大変でも、利用者さんの求める事によって今までますますます。つかみ  
仕事内容で値段はつけられないと思います。しかし、家事援  
助の中でも、食事の仕度（調理）ほど難しいものはないです。  
利用者さん好みで、ほかに栄養面を考える。毎日召し上  
がって頂くには、おいしく、安全でなければならぬ。とて  
技術が求められます。そんな調理の仕事が家事援助の  
統一された報酬と同じという事に疑問を感じます。  
身体介護などでは、家事援助といふとくぎりにすみのでは  
なく、仕事の内容によってランク分けあるなど、その仕事の大変さ  
(にて報酬を下だく)という方が、とてもありがたく  
思います。

(注)

- ・上記事項は分科会にて公表いたします。ただし、氏名が匿名のものや、介護報酬に関する意見が記載されていないものは、公表いたしません。
- ・上記事項を記載した用紙とは別に、住所、電話番号、連絡者の氏名の3事項を記載した用紙を提出して下さい。これら3事項は、分科会での公表はいたしません。

## 「介護報酬に関する意見（意見公募）」

氏名 天宮 陽子	1、介護サービス利用者本人 2、利用者の家族 ② 介護事業サービス関係者（訪問介護） 4、その他
意見内容	
サービスを提供している立場から意見させます。	
家事援助、複合、身体という分け方、またこれに対する報酬が内容に合っているように思えます。家事という援助（環境を整える）があり、身体介護の実施がスムーズに出来ます。	
家事という単価の低さが、その大切さが利用者の方にはいかずアマネージャーさんに伝わるようになります。	
そもそも日々変化のある人間そのものに対するサービスか行動内容によってこのように単価で決定され計画されるのは矛盾を感じます。医療制度うまくいった報酬制度は、福祉の分野ではあてはまりません。それでも報酬制度をとり入れるならば、まずは上にも書きましたように、それをこの単価の差をなくしていただきたい。	

介護そのものを、と学んで理解して、制度を見直して下さい。

## 「介護報酬に関する意見（意見公募）」

氏名 天宮 陽子	1、介護サービス利用者本人 2、利用者の家族 ②介護事業サービス関係者（訪問介護） 4、その他
<b>意見内容</b> <hr/> <p>又、話はすこし飛ぶかもしれませんから。</p> <p>ホームヘルパーへの医療行為の導入は絶対にやめてほしい。</p> <p>もっと医療関係のサービスを介護の中でも使いやすくするために単価を低くするべきです。</p> <p>もとより介護は看護婦という職の仕事だったのが、じょじょに医療行為に比重がかかるようになり、介護という部分にまで手がまわらなくなってしまったように思う。そのため反省を生かし新たに介護士という職が生まれたのではいかないか。 やはりその中の介護というものにもっと専門性を持たせなくてはいけないのだ。</p> <p>亂筆にて失礼いたします…。</p>	

## 「介護報酬に関する意見（意見公募）」

○氏名 粟津 小枝

○③ 介護事業サービス関係者

### 意見内容

私は地方自治体外郭団体のホームページを(に)あります  
介護保険実施以来、三分類されながら単価の高い工事介護  
の部分は民間業者及び医療機関のかかづみへんぱにて移行され  
木門ちは家事者(は複合型)が大部分を占めますようにありました。  
家事は単価を決めるとそのうな方法で設定されてこのか、矢印ませんか  
あまりにも報酬単価が低く、多く見つけられようと思ふたせん  
自立援助のための家事は利用者が一日でも多く(は)慣れても戻らぬ  
快適に暮すための援助なのであるから利用者のニーズに沿つたものが  
止づけないと日々努力しております。

掃除の仕事、料理の味付、食事の運び方などを決して口うりで  
体調に合わせて限られた時間内に掃除・生活援助と並行して行なう  
ことは現状です。これら暮の時(は)から言葉相手に(は)い人  
多(は)いに(は)の自立的(は)とれません。

のうえ、あ(る)精神的に体力的に大変な家事援助を他の複合  
介護と同一単価にすべきだと思ひます

高(い)単価は事業者に(は)不(良)かれて現状を是正す  
べく自治体の責任とは(は)之の補助金(は)切りの年数(は)以降  
は(は)どうするかと心配(は)ります

私は介護報酬の一元化を提唱(は)

## 介護報酬に関する意見（意見公募）

氏名 五十嵐 美子

### 個人の場合

- 1. 介護サービス利用者本人
- 2. 利用者の家族
- ③ 介護事業サービス関係者（ヘルパー）
- 4. その他

### 意見内容

複数の賃金を下げるといふことが、どれほど仕事内容を無視したことなのか ヘルパーとして信じられない  
思いで一杯です。実際にヘルパーを必要としている  
利用者さんにとって 家事、身体、複数と分けること  
ものが無理な気がします。  
毎日 生活して、生きている人間に付して、三つとも  
必要な不可欠なことがあります。

### (注)

- ・上記事項は分科会にて公表いたします。ただし、氏名が匿名のものや、介護報酬に関する意見が記載されていないものは、公表いたしません。
- ・上記事項を記載した用紙とは別に、住所、電話番号、連絡者の氏名の3事項を記載した用紙を提出して下さい。これら3事項は、分科会での公表はいたしません。

井口 義久（いのくち・ゆきひさ）

新聞記者

## 介護報酬に関する意見（意見公募）

介護保険制度の最大の欠点は、在宅介護をその要点に挙げながら、要介護者の外出・移送を設定せずに制度が設計されたことにあります。人は、社会との関係があつてこそ「生きている」ことを実感できるのであって、四六時中家の中にいて、退屈な時間を送る「生きている」と言わざるを得ません。要介護者には、安としたら、それは、拷問にも等しい所業であると言わざるを得ません。要介護者には、安心して使える「足」が不可欠なのであります。厚生労働省は、福岡県岡垣町に始まり、今や全国各地に広がっている「介護タクシー」の報酬単価を切り下げるなどを考えておられるのであろうと想像いたしますが、そのことに反対の立場から意見を述べさせていただきます。なお、ここでは紙幅が限られています。私の考えは、2002年2月、角川書店より出版しました小著「介護タクシーを知っていますか」に記述しております。併せてご覧頂ければ幸いです。

要介護者が、現行制度で外出（例えば通院）をしようとしますと、ベッドから玄関まで（①）車椅子などで出て、タクシーに乗り（②）、病院玄関で降りて受付へ（③）という風に分けて考え、料金が設定されます。①と③は介護保険の身体介護（30分2100円）、②は保険対象外です。身体介護が2回カウントされしかも、②のタクシー料金などは全く自己負担です。これは、制度が外出、移送を度外視して作られたことによるものです。日本一高いと言われるタクシーレート以外に高額の負担が発生します。外出しようとする人の身体状況、その住居の環境にもよりますが、片道1万円以上、往復3万円などというケースもあり得ます。

介護タクシーは、タクシー運転手がホームヘルパーの資格者となることによって、この矛盾を解消したサービスです。①から③までを一連の介護（身体介護）とみなして料金を設定。家から病院までかかったトータルの時間が30以内であれば2100円としました。併せて、2100円の報酬によって採算が合うことからタクシー料金は不要としたのです。これによって要介護者は自己負担210円で大抵の外出が可能になりました。財布から百円玉2個と10円玉1個を出すだけで、買い物に、孫の運動会に、花見に……と、外出が可能になったのです。要介護者にとって福音であります。タクシー運賃不要としたことに対し国土交通省は、道路運送法に違反すると指導しましたが、圧倒的な利用者の声によって2001年1月指導を撤回したところです。

厚生労働省は、介護タクシーの爆発的な利用拡大という事態を受け、報酬見直しを図る  
うとされております。それは、財政問題からの要求であります。国家財政の危機的状  
況を考えますと、なるほどと思う人々も多いと存じます。が、それは「木を見て森を見ず」  
といふことです。そもそも介護保険制度は、膨大な医療費の削減。特に増える一方の高齢  
者医療費の抑制という意味を持っておりました。であれば、いわゆる「社会的入院」を減  
らすことが、何より肝要であります。換言すれば、寝たきりを作らないことです。

介護タクシーは今後益々普及していくと考えます。確かに、介護保険担当部局にとって

「頭の痛い」問題かも知れません。が、介護保険導入の目的に照らしたとき、高齢者が元気になり、その分、医療費を使わなくなるとすれば、トータルで考えれば国の財政負担を軽減する方向に働くことは、明らかです。

いま、兵庫県八鹿町の病院から、新しい介護・リハビリの動きが広がりはじめております。「車椅子を使わないリハビリ」です。車椅子を使うのは、介護する職員にとって要介護です。車椅子を使うこと者のお世話が「楽」なのであって、要介護者自身の利益にはならない。車椅子を使うことの苦しみが、歩行機能回復の妨げになっていたのだ——という反省から、例えば、脳卒中の後遺症が、最初から杖を使った機能回復訓練を施し、少なからぬ人々を社会復帰させています。まだ、規模は小さい動きですが、素晴らしい挑戦であると考えます。

間もなくやってくる超高齢化社会を前に私たちは、新しい介護、高齢者の生活を真剣に考える必要ではないでしょうか。これまでの介護が想定した、高齢者を隔離し、屋内に閉じこもさせるのでは、甚だ心もとないのです。今こそ「自立支援」の四文字をかみ締めるべきでしょう。高齢者がアクティブに老後の生活を送る社会の実現という視点が不可欠であると考えます。

最後に、介護タクシーの報酬問題に戻りますが、30分2100円という基準単価をもとに、タクシー会社は並々ならぬ努力をして採算ラインに乗せたのであります。あれから1年半、利用が増え経営効率も上がって参りました。だからといって、単価を切り下げるというのは、丁度、以下のようなことでしょう。

ある野球チームに「超」の字がつく剛速球投手が現れた。彼の投げる切れの鋭いストレートに相手打者のバットは空を切るばかり。観衆は喜び拍手喝さいした。が、これではゲームにならない。戦う前から勝負は決まったようなもの、リーグ全体の調和を乱す——と命判断した審判が、その投手だけ従来のマウンドより10メートル後ろから投げなさいと命令した。

果して、この措置を、観衆が納得するでしょうか。

## 介護報酬に関する意見（意見公募）

氏名

池田 美代子

個人の場合

1. 介護サービス利用者本人                    2. 利用者の家族  
③ 介護事業サービス関係者（訪問介護員）    4. その他

意見内容

介護保険が始まった当初から、家事援助と身体の介護報酬の差というのは全く納得できませんでした。身体はそのことだけに集中してやれますべく、家事の場合、頭、体、神経を総動員しなければできないときもあります。家事で入っている利用者宅に集金に行って料金を頂くとき、あまりの安さに自分の働いた対価はこんなものなのかと、がっかりしてしまいます。もちろん実際に支払われる給与はそんなに少ないわけではないということは知っています。しかし自分の働く事業所の収入が少ないと、いうことは、めぐりめぐってヘルパーの給与に大きく影響していくと思います。

また実際に介護の現場で感じることは、本当にサービスを必要としている利用者が不十分なサービスしか受けられない、ということです。（棒をオーバーし自費が多くなる）福祉とは何かを考えたとき、利用者の負担の大きい今の介護保険を、もっと安心して利用できる制度にして頂きたい、とう強く思います。

(注)

- 上記事項は分科会にて公表いたします。ただし、氏名が匿名のものや、介護報酬に関する意見が記載されていないものは、公表いたしません。
- 上記事項を記載した用紙とは別に、住所、電話番号、連絡者の氏名の3事項を記載した用紙を提出して下さい。これら3事項は、分科会での公表はいたしません。

## 介護報酬見直しについての意見

石川 恵美子

(55歳の慢性関節リウマチ患者・障害者手帳1級・要介護4)

### 1. 「通院のための移送サービス」を介護保険に入れて下さい。

現在、家事援助などのサービスを受けて自宅で生活をしていますが、一番困ることは上肢、下肢とも悪いので外出するのが大変なことです。特に、毎月の定期的な通院は欠くことのできないもので、日ごと体調が変わる病気故、体調が悪い時などは大変です。

昨年6月より12月まで、移送サービスを利用して大変助かりました。2級のヘルパーの資格を持った方に、自宅から乗車するまで30分、病院に着いてからも診察の手続きなどで30分の介助を受けて、介護保険で1時間の身体介護を利用し、運行部分は事業者のサービスで無料となっていました。

ところが、事業者が白ナンバーであることや、ヘルパーが運転している間は利用者をみられないということで、今年からは利用できなくなってしまいました。

デイサービスなどで送迎に使用している車は白ナンバーなのに、どうして駄目なのか介護保険課で聞いたたら、一定の場所への送迎には良いのだと言う。病院だって本人にとってはいつも決まった所で、デイサービスに行くのと変わらないと思うのです。

事業者はあちこちへ送迎するので一定の場所とはならないのかもしれないが、利用者当人は決まった病院へ毎月何度も通院せねば生活できないですから、利用者本位で見てほしいと思います。

運転中の「介護者不在」についても、ある部分を介助してもらえば、現在の体の状態では乗車中の見守りは必要ありません。別の介護者が付けば良いとのことです。一人でも大丈夫なのに制度に合わせて無理に利用範囲を広げるようなことは保険の無駄使いにもなります。介護保険は、自立支援が目的ではないのでしょうか。もっと、現状に沿ったサービスを作ってください。

### 2. 住宅改修の範囲を広げ「階段昇降機の設置」も介護保険に入れて下さい。

私は、2階建ての2階部分で寝起きをしています。1階は83歳の姑が利用していますので2階での生活を余儀なくされ階段昇降機の利用でなんとか生活が成り立っています。

この昇降機も、取替えの時期にきており介護保険の住宅改修でやろうと思ったら、保険の項目には入っていないとのことです。

「障害者福祉」でも、現在、車イスの状態でなければ駄目とのことです。車イスの生活を余儀なくされた時期もありましたが、両膝、両股関節を人工関節にしたので今は両手に杖をつきなんとか歩けます。けれど階段の昇降はできません。自宅で自立した生活を送るための住宅改修の項目にぜひ、「階段昇降機の設置」も入れて下さい。